る部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

② 建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。

③ 階数：地上階数２階以上。

④ 建物規模：延べ面積：1,500㎡以上であること。（増築の場合は既存部分を除く。複合施設の場合は、庁舎・事務室・類似施設部分の合計面積が1,500㎡以上である施設でもよい。）

6）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

7）単体の実績をもって経常ＪＶで応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。

8）次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

① 主任技術者又は監理技術者は、下記の資格を有する者であること。

(a) 主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b) 監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成20年度以降に、元請として完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記(a)から(d)の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記の要件を満たすこと。）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者としてこの施工実績を有していればよい。

元請として完成した下記(a)から(d)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a) 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。

類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする（「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(b) 建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造。

(c) 階数：地上階数２階以上。

(d) 建物規模：延べ面積：1,500㎡以上であること。（増築の場合は既存部分を除く。複合施設の場合は、庁舎・事務室・類似施設部分の合計面積が1,500㎡以上である施設でもよい。）

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 上記①の資格及び②の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、代表者が主任技術者又は監理技術者として下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていること。

(a) 上記②の要件を満たす者。

(b) 平成30年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

⑤ 本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

9）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

10）上記１(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

11）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

12）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

13）過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５(3)の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

14）入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は５(2)４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

(2) 二次審査

発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記５(3)２）の期間内に技術提案に係る施工計画を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a) 品質確保の実効性

(b) 施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a) 構造体の品質確保に関する工夫

(b) 狭隘な敷地における環境配慮に関する工夫

(c) 配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

３）賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

１）標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の(ｱ)から(ｳ)のすべての要件に該当する者のうち、上記(2)によって